

**秋田市原油価格・物価高騰対策
業態転換等支援事業費補助金申請要領**

秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

原油価格・物価高騰に直面する事業者の新たな付加価値を生み出す投資に対し支援することで、経済環境の変化に対応した新たな経営体制の構築を促進し、本市経済の活性化を図る。

2 事業の概要

(1) 補助対象者

次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

ア 市内に主たる事業所等を有し、1年以上の事業実績がある中小企業者、又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で1年以上の事業実績がある個人事業者

イ 市税に滞納がないこと

ウ 秋田県の新事業創出・業態転換等支援事業費補助金の原油価格・物価高騰等対策枠（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること

(2) 補助率、補助限度額

対象経費の2/3から、県補助金の補助額を引いた額
上限100万円（千円未満切捨て。）

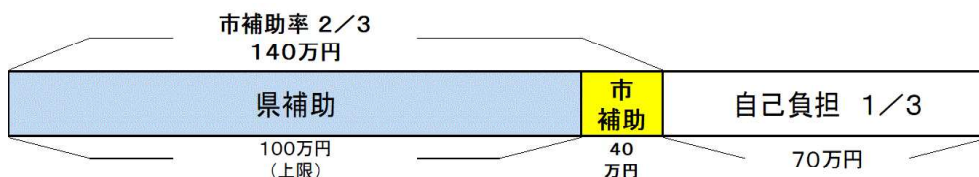
(参考) 補助額の算定方法

ア 県補助金の補助額が上限（100万円）に達しない場合（県補助金の補助額が単独で対象経費の2/3に達する場合）→市の補助額：0円（補助対象外）

イ 県補助金の補助額が上限に達し、対象経費の2/3に達しない場合
→市の補助額は対象経費の2/3から県補助金の補助額を控除した額
（ただし、上限100万円）

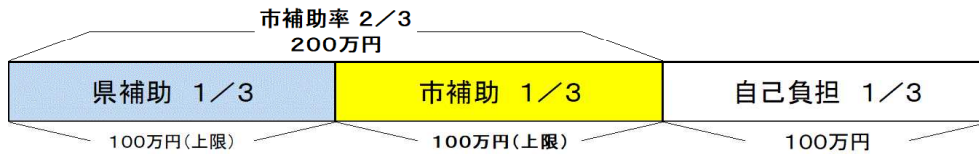
(例) 対象経費が210万円の場合

県補助：100万円（上限）、市補助：40万円、自己負担：70万円



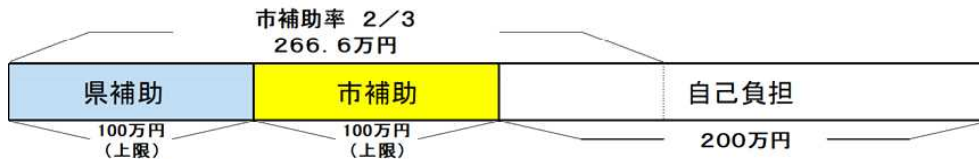
(例) 対象経費が300万円の場合

県補助：100万円（上限）、市補助：100万円（上限）、自己負担：100万円



(例) 対象経費が400万円の場合

県補助：100万円（上限）、市補助：100万円（上限）、自己負担：200万円



3 対象経費

以下のいずれかに該当するもの。

(1) 県補助金の交付決定を受けた事業の対象経費。

(参考) 県補助金の対象経費

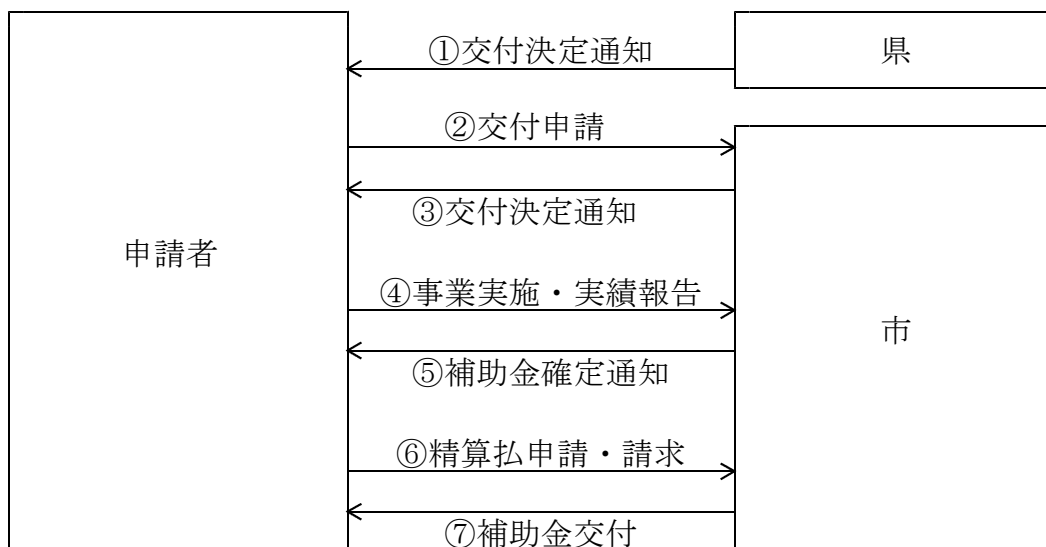
講師・専門家コンサルタント謝金（総事業費の1/5以内）（※）、専門家・調査等旅費（※）、研修・資格取得費、需用費、役務費、委託費、外注費、使用料および賃借料、公的認証等取得経費、原材料費、機械器具等導入費、広告宣伝費

※ただし、秋田市では講師・専門家コンサルタント謝金と専門家・調査等旅費の合計は20万円を上限とする。

(2) 改装費

店舗の改造、改装に要する経費および建物と一体となって機能する設備費（商棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む）

4 申請から補助金交付までの流れ



5 交付申請

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 収支予算書（様式第2号）
- ウ 業態転換等支援事業計画書（様式第3号）
- エ 必要経費の見積書、その他事業計画に関する資料
- オ 直近3期分の決算書（個人の場合確定申告書）の写し
- カ 登記事項証明書（個人の場合住民票および開業届等）
※登記事項証明書および住民票は直近3か月以内に発行されたもの
- キ 市税の完納証明書 ※申請月に発行されたもの
- ク 県補助金の交付を確認することができる書類
- ケ その他市長が必要と認める資料

(2) 申請期間

令和4年9月22日（木）から令和4年11月30日（水）まで

※申請時の事業内容や実施期間等に変更が生じる場合は、事前に補助事業変更承認申請書を提出すること。

6 事業の実施期限

補助金の交付決定日から令和5年2月28日（火）まで。

ただし、着手前に補助金交付決定前着手届（様式第4号）を提出した場合は交付決定日以前に事業に着手することができる。

7 事業実績の報告

(1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 収支決算書（様式第6号）
※領収証（写し）など対象経費の支出が確認できるものを添付
- ウ 事業の実施状況や事業成果をまとめた書類（写真やチラシなど）

(2) 報告期限

令和5年2月28日（火）まで

8 補助金の交付

(1) 補助事業者は補助金額確定後7日以内に補助金精算払申請書（様式第8号）に請求書を添えて提出すること。

(2) 本事業による補助金は、事業を終えてからの精算払（後払）による交付とする。

9 書類の提出先

秋田市産業振興部 商工貿易振興課 商工振興担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話：018-888-5728